

## ① 学校現場の働き方改革の進捗状況と実態について

昨年の11月に日本教職員組合が2023年学校現場の働き方改革に関する意識調査の調査結果を発表しました。これらの内容を踏まえながらいくつかの点について一般質問をしたいと思います。

まず、教員の労働時間の実態についてであります。教員の勤務日（月～金）の在校時間は、本来は7時間45分ありますが2023年の1日の平均在校時間は10時間40分で、時間外労働は平均2時間55分でありました。勤務日の時間外在校時間だけで、すでに月45時間の上限を超えています。次に教員の勤務日における自宅での仕事時間は1日平均44分でありました。文部科学省の指針では、業務の持ち帰りは行わないことが原則とされていますが、この数字を見る限り、学校現場では持ち帰り仕事がほぼ常態化していると言えるでしょう。よって平日の在校時間と自宅での仕事時間を合わせた1日の平均労働時間は、11時間24分となります。

次に週休日（土・日）の在校時間の1日平均が1時間42分で、部活動顧問の出勤割合が高い傾向があります。次に週休日に自宅で行った仕事時間の1日平均は1時間13分でした。この結果を見ると、やはり多くの教員が週休日に持ち帰りの仕事をしており、平日では終わらない業務量の多さを表していると思われると思います。週休日の在校時間と自宅での仕事時間を合わせた1日平均労働時間は、2時間55分でありました。

さらに1週間の労働時間の推移を見ても、正規の勤務時間の7時45分×5日＝38時間45分をはるかに上回る62時間50分で高止まりが続いています。特に小中学校に高い数字が見られます。

次に実際に取れている休憩時間の1日平均は12.7分で、休憩を全く取れない教員が38.7%、15分未満が21.7%でありました。要は15分も休憩が取れない教員が全体の60.4%だということです。労働基準法では、休憩時間を労働時間の途中に与えなければならないと明記していますが、教育現場では十分な休憩が取れず、法的休憩時間を大幅に下回る勤務が常態化していることがうかがえます。

日教組のこれらの調査結果を見る限りにおいて、改正教職員給与特別措置法（給特法）が成立し、2020年、2021年と段階的に施行されるという文部科学省の説明と学校現場の現実には、まだまだ大きな差異を見て取ることができます。そこで以下の質問をします。

- (1) 2023年の平均時間外労働時間が月96時間20分で過労死ラインの80時間を大幅に超えている状況をどう受け止めているか伺います。
- (2) 持ち帰り、休日出勤が常態化している現状についてどう受け止めているか伺います。
- (3) 本町の全教員の勤務の実態はどうか以下の項目を伺います。
  - (イ) 勤務日の1日当たりの在校時間
  - (ロ) 勤務日の1日当たりの自宅での仕事時間
  - (ハ) 週休日の1日当たりの在校時間
  - (ニ) 週休日の1日当たりの自宅で行った仕事時間
  - (ホ) 実際の1日当たりの休憩時間